

福島県警察街頭防犯カメラ 設置補助事業（再募集）

福島県警察では、地域の安全・安心なまちづくり促進のため、地域住民によって構成された自治組織などを対象にして、新たに設置する防犯カメラ費用の一部を補助します。

補助額

1 団体につき上限 5 0 万円

補助率

総額（税抜き）の 2 分の 1 以内

※1,000 円未満の端数は切捨て



対象団体

地域住民で構成される自治組織（町内会、自治会、組合等）

対象経費

防犯カメラの購入、設置費用

設置を示すプレートの購入、設置費用

【注意】電気代などの維持費や管理費等は補助の対象となりません。

対象カメラ

- ・ 各種犯罪を抑止する目的で設置するもの
- ・ 特定の場所に継続的に設置するもの
- ・ 録画機能があるもの
- ・ 撮影された画像のうち、道路、公園その他の不特定多数の者が利用する場所の画像が 2 分の 1 以上であるもの

問合せ先 福島県警察本部 生活安全企画課

電話 0 2 4 - 5 2 2 - 2 1 5 1



補助金の申請から交付まで

補助申請者

【補助金交付申請書の作成】 (添付書類)

- ・事業計画書・収支予算書
 - ・見積書の写し・図面等
 - ・設置場所の写真・執行計画表
 - ・団体等の規約、役員名簿 等
- ※補助金交付要綱を参考

提出

通知

【交付決定通知書受理】

【防犯カメラ設置工事着手】

【設置工事完了】

防犯カメラ作動中

【事業実績報告書の作成】 (添付書類)

- ・事業実績書・収支精算書
 - ・防犯カメラの管理規程 等
- ※補助金交付要綱を参考

提出

通知

【補助金の額の確定通知書受理】

【補助金交付請求書の作成】

提出

通知

【補助金の受取】

福島県警察

【申請期間】

令和8年9月1日(火)から
10月13日(火)まで

【申請受理】

※申請者多数の時は、選定を行います。

補助金交付決定

【審査】

申請書類の審査

防犯カメラの要件審査

現地調査

【事業実績報告書の受理】

報告書類の審査

現地調査

【補助金交付額の確定】

【補助金交付請求書の受理】

【補助金の支払手続】